

みなみふらのSHCクラブ ゆっく 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、NPO 法人 どんころ野外学校の一部門の総合型地域スポーツクラブとして発足し、みなみふらのSHCクラブ ゆっく と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、事務所を北海道空知郡南富良野町字落合1074番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、年齢、性別を問わず、地域住民が気軽にスポーツや文化活動を楽しみ、健康で豊かな生活を送れるようサポートする。この活動を通じて地域の連帯を培い、活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ振興に係る事業
- (2) 文化活動に係る事業
- (3) 健康づくりに係る事業
- (4) その他の事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この団体の会員は、次の2種とし、正会員をもって当団体の構成員とする。

正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人及び団体で総会の議決権を有する個人会員及び団体会員。

本会員 この団体に入会し事業に参加する18歳未満のこども会員。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第6条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 運営委員 5名以上
- (2) 監事 2名

(選任)

第7条 運営委員及び監事は、総会において正会員の中から選任する。監事は、運営

委員又はこの団体の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第8条 会長は、この団体を代表し、その業務を総理する

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する
- 3 運営委員は運営委員会を構成し、この規約の定め及び運営委員会の議決に基づき、この団体の業務を執行する
- 4 監事は、運営委員会の業務執行の状況及びこの団体の財産の状況を監査する

(任 期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局及び職員)

第10条 この団体に、事務を処理するため事務局を設け、クラブマネジャーその他の職員を置く。クラブマネジャーは、運営委員会の議決を経て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。

第5章 総会

(種 別)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第13条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第14条 通常総会は毎年一回開催する。

- 2 臨時総会は運営委員会が必要と認め招集の請求をしたとき開催する。

(召 集)

第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書

面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 17 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 18 条 総会の議事は、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が記名、押印すること。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員数、出席者数（書面表決者数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議決の結果

第 6 章 運営委員会

(構 成)

第 20 条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(権 能)

第 21 条 運営委員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 22 条 運営委員会は、毎年 4 回開催するほか、会長が必要と認めたとき開催する。

(召 集)

第 23 条 運営委員会は会長が召集する。

運営委員会を召集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 24 条 運営委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(議 決)

第25条 運営委員会の議事は、運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第26条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名、押印すること。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議決の結果

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第28条 この団体の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第29条 この団体の会計は、正規の簿記の原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第30条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第31条 この団体の事業報告書、収支計算書などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第32条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第33条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

(解散)

第34条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (5) 合併

第9章 雑則

(細則)

第35条 この規約の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、会長がこれを定める。

第10章 設立

(設立)

第36条 この団体は、平成21年4月12日に設立とする。

附 則

1. この規約は、この団体の成立の日から施行する。
2. この団体の設立当初の会長、副会長、会計、クラブマネジャーは次に掲げる者とする。

会長	北海道空知郡南富良野町字落合 1074	目黒 義重
副会長	北海道空知郡南富良野町字落合	三橋 基晴
副会長	北海道空知郡南富良野町字幾寅 767-33	高松 昌弘
会計	北海道空知郡南富良野町字落合 1074	目黒 敏子
クラブマネジャー	北海道空知郡南富良野町字落合 1232	新野 昌子
3. この団体の設立当初の役員の任期は、成立の日から平成23年3月31日までとする。
4. この団体の設立当初の事業年度は、成立の日から平成22年3月31日までとする。
5. この団体の会員の年会費は次のように定める。(平成24年5月14日一部改正)
 - (1) 個人会員 1年 2,000円 半期 1,000円
 - (2) 子ども会員 1年 800円 半期 400円
 - (3) 団体会員 5,000円(50名未満) 10,000円(50名以上)半期とは、4月~10月、11月~3月とする。
6. 第4章第6条の一部改正(平成25年4月17日)